

介護老人保健施設及び介護医療院の開設計画書に関する提出期限等について  
(令和5年度審査分)

令和5年5月22日  
埼玉県福祉部高齢者福祉課

介護老人保健施設及び介護医療院の開設計画書に関する令和5年度審査分の取扱いについて、下記のとおり定めましたのでお知らせします。

記

1 基本的な考え方

介護老人保健施設及び介護医療院については、「令和5年度特別養護老人ホーム等施設の整備方針」に基づき、事前審査を行います。

2 今後のスケジュール

社会福祉法人設立認可等協議書及び開設計画書（増床・改修計画書）は、次の提出期限までに設置予定地を所管する福祉事務所又は高齢者福祉課に提出してください。

なお、市内で新たに社会福祉法人を設立する場合は、当該市において社会福祉法人設立認可に係る協議を行うこととなりますので、市に対しても協議書等の提出をお願いします。

(1) 介護老人保健施設及び介護医療院に係る計画書等提出期限

開設計画書等の提出期限	令和5年8月10日（木）
県福祉事務所等審査委員会	令和5年9月～10月（予定）
本庁審査委員会	令和5年11月～12月（予定）

(2) その他

療養病床からの転換に係る計画書の提出については、随時受付を行いますので、所管の福祉事務所又は高齢者福祉課にお問い合わせください。

ただし、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱に基づく補助金の交付を希望する場合は、9月29日（金）までに計画書を提出してください。